処理施設の維持管理に関する計画書(共通基準)

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第13条に基づく 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画を定める

I. 共通基準

	維持管理基準(第13条)	具体的な計画
	(1) 指定処理施設等のある事業場の周囲には、みだりに 人が当該事業場に立ち入ることを防止するための囲い(当 該囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる場合 にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるも のに限る)。が設けられ、かつ、当該囲いには、当該事業 場の産業廃棄物の搬入路から当該事業場の内部を容易 に見通すことができる部分が設けられていること。	敷地出入口に守衛所を設置し、みだりに人が立ち入ることを防止する。産業廃棄物の搬入路からは、当該事業場の内部を容易に見通すことができる。
	(2) 自重, 積載荷重その他の荷重, 地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	自重, 積載荷重その他の荷重, 地震力及び温度応力に対して 構造耐力上安全を有する施設とする。 施設の正常な機能を維持するため, 日々点検, 週点検及び月 次点検等で機能検査を行い、点検結果に基づいて、適正な措 置を行う。
共	(3) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス 及び排水、指定処理施設等において使用する薬剤等によ る腐食を防止するために必要な措置が講じられているこ と。	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、指定処理施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために、配管は耐食材を使用するなど必要な措置をとる。
基準	(4) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	産業廃棄物の保管場所には飛散及び流出並びに悪臭の発散 を防止するために擁壁を設けている。
	(5) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	著しい騒音及び振動の発生する恐れのある設備は、騒音及び振動を抑制する措置を講ずる。 工場敷地境界線で月1回の頻度で、騒音測定を行う。
	(6) 指定処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は排水処理施設で処理をして放流し、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」で定める排水基準を遵守するとともに、その水質を生活環境の保全上の支障が生じさせないものとする
	(7)産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の 貯留設備が、当該指定処理施設の処理能力に応じ、十分 な容量を有し、かつ、条例第15条の規定による維持管理 に支障が生じないものであること。	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が、当該指定処理施設の処理能力に応じ十分な容量を有し、かつ、条例第15条の規定による維持管理に支障を生じさせないものとする。

処理施設の維持管理に関する計画書(溶融施設の基準)

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第20条 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 共通基準

	維持管理基準(第20条)	具体的な計画
	(1) 敷地の周囲の囲いは、みだりに人が施設に立ち入るのを防止することができるようにすること。	敷地出入口に守衛所を設置し、みだりに人が立ち入ることを防止する。
	(2) 立て札等の表示は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	表示を見やすい状態に維持し、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換え等措置を講じる。
	(3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	産業廃棄物は、所定の保管場所以外には保管しない。整理整頓を行う。 産業廃棄物の飛散及び流出を防止するため、容器に入っていない廃棄物は、コンクリート床で屋根付きの置き場に保管する。
	(4) 蚊, はえ等の発生の防止に努め, 構内の清潔を保持すること。	構内の清掃・維持をおこなう。 定期的な産業医による巡視を行う。
	(5) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動の発生する恐れのある設備は、 騒音及び振動を抑制する措置を講ずる。 工場敷地境界線で月1回の頻度で、騒音測定を行う。
	(6) 指定処理施設等に係る事業場の内部を容易に見通すことができる部分に産業廃棄物をたい積させる等により当該事業場の内部を容易に見通すことを妨げないようにすること。	産業廃棄物は、所定の保管場所以外には保管しない。整理整頓を行う。
	(7) 指定処理施設等から排水を放流する場合は,その 水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとする とともに,定期的に放流水の水質検査を行うこと。	日立事業所総合排水処理設備で水質を基準内に維 持して放流する。
 溶 融	(8) 指定処理施設等への産業廃棄物の投入は、当該 指定処理施設等の処理能力を超えないように行うこ と。	処理量を日々記録し、能力を超過しないように処理す る。
施設の基	(9) 受入設備, 貯留設備及び保管設備の容量を超えて 産業廃棄物の搬入をしないこと。	10日以内に1回、産業廃棄物の在庫確認を行う。 保管設備の容量を超えて産業廃棄物を搬入しない。
準	(10) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該指定処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう, 産業廃棄物を受け入れる際に, 当該産業廃棄物の分析又は計量を行うこと。	
	(11) 指定処理施設等の正常な機能を維持するため, 定期的に点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、日々点検、週点 検及び月次点検等で機能検査を行う。 点検結果に基づいて、適正な措置を行う。
	(12) 事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び 点検を実施すること。	事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び点 検を実施する。
	(13) 台風, 大雨等の災害の発生するおそれのあるときは, 構内の巡回監視を強化し, 産業廃棄物の飛散, 流出等の事故の予防を図ること。	
	(14) 産業廃棄物が指定処理施設等から流出する等の 異常な事態が生じたときは、直ちに指定処理施設施設 等の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その 他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が指定処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに指定処理施設施設等の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

処理施設の維持管理に関する計画書(溶融施設の基準)

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第20条 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 共通基準

搬出の時間は、欠に掲げる場合を除き、午前6時から 午後10時までとすること。 ア地震、台風、大雨等の災害による事故の予防(それらの災害が発生する可能性が高い場合等緊急である場合に行うものに限る)又はそれらの災害が発生した場合における応急措置者しくは復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合 イ道路、鉄道、電気、ガス、上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を搬入し、又は搬出する場合において、午後10時から翌朝午前6時までの間に搬入し、又は搬出しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生ずるとき。ウその他知事が生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないと認める場合 (16) 周辺の交通の安全上必要な場合は、交通整理員の配置等により安全の確保を行うこと。 (17) 指定処理施設等の維持管理に関する点検、検査等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 (18) 指定処理施設等の維持管理に関する点検、検査等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 間保存する記録を作成し、これを5年間保存すること。 周辺の理施設等の維持管理に関する点検、検査等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 間保存する。 (18) 指定処理施設等の維持管理に関する点検、検査等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 同様記録等の維持管理に関する点検、検査等等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 同様記録等の維持管理に関する点検、検査等等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 (18) 指定処理施設等の維持管理に関する点検、検査等等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。		維持管理基準(第20条)	具体的な計画
窓融施設の基準 (17) 指定処理施設等の出入口は、常に清掃すること。 指定処理施設等の出入口は、常に清掃する。 (18) 指定処理施設等の維持管理に関する点検、検査等に関する記録を作成し、これを5年間保存すること。 間保存する。 間保存する。		搬出の時間は、次に掲げる場合を除き、午前6時から午後10時までとすること。ア地震、台風、大雨等の災害による事故の予防(それらの災害が発生する可能性が高い場合等緊急である場合に行うものに限る)又はそれらの災害が発生した場合における応急措置若しくは復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合、ガス、上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を搬入し、又は搬出する場合において、午後10時から翌朝午前6時までの間に搬入し、又は搬出しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生ずるとき。ウその他知事が生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないと認める場合	ア地震, 台風, 大雨等の災害による事故の予防(それらの災害が発生する可能性が高い場合等緊急である場合に行うものに限る)又はそれらの災害。が発生した場合における応急措置若しくは復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合イ道路, 鉄道, 電気, ガス, 上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を搬入し, 又は搬出する場合において, 午後10時から翌朝午前6時までの間に搬入し, 又は搬出しないことにより, 生活環境の保全上重大な支障を生ずるとき。ウその他知事が生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないと認める場合
(18) 指定処理施設等の維持管理に関する点検, 検査 等に関する記録を作成し, これを5年間保存すること。 関する記録(日誌, 点検記録等)を作成し, これを5 間保存する。 (19) 指定処理施設等による産業廃棄物の処理に関す 指定処理施設等による産業廃棄物の処理に関す	融施設の基	の配置等により安全の確保を行うこと。	
	T		指定処理施設等の維持管理に関する点検, 検査等に 関する記録(日誌, 点検記録等)を作成し, これを5年 間保存する。
め、従業員に対して必要な教育を行うこと。 位業員に対して必要な教育を行う。 1回/月従業員との職場懇談会で、施設運転状況		る帳簿等を整備し、これを事務所に備えておくこと。 (20) 指定処理施設等の適正な管理及び運営を行うた	指定処理施設等の適正な管理及び運営を行うため、

処理施設の維持管理に関する計画書(溶融施設の基準)

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第20条 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 個別基準

	維持管理基準(第20条)	具体的な計画
	・施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・投入部の秤量装置により投入量を管理し、処理能力を超えない ようにする。 ・投入ボートの投入杯数により投入量を管理し、処理能力を超え ないようにする。
		・燃焼室への産業廃棄物の投入はダンパーにより外気と遮断した 状態で、定量供給機(原料搬送コンベア)により定量ずつ連続的 に行う。
	・運転を開始する場合には、燃焼装置を作動させる等により、昇 温手順に従い上昇させること。	・運転開始時には、メインバーナー(重油バーナー)を作動させ炉 温を上昇させる。
	・運転を停止する場合には、燃焼装置により、炉温を高温に保ち、 産業廃棄物を溶融し尽すこと。	・運転停止時には、原料の供給を停止した後、重油バーナーで炉 温を高温に保ち、投入物を溶融し尽し、炉内溶体を抜出す。
	・溶融施設出口ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・溶融炉出口に温度計を設置し、溶融炉出口ガスの温度を連続的に測定し、運転管理室で記録する。
	・集じん器に流入する排ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・電気集塵機入口に温度計を設置し、電気集塵機に流入する排ガスの温度を連続的に測定し、運転管理室で記録する。
溶融施設の基準		・定期整備を必要に応じて実施し、冷却設備及び排ガス処理設備 にたい積したばいじんを除去する。
	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が 1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように産業廃棄物を焼却すること。	・バグフィルター出口の排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng- TEQ/Nm³以下となるように産業廃棄物を溶融する。
	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年4回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(硫黄酸化物、ぱいじん及び窒素酸化物に係るものに限る。)を3月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・バグフィルター出口の排ガス中のダイオキシン類の濃度を年4回以上測定し、記録する。 ・バグフィルター出口の排ガス中のばい煙濃度(窒素酸化物に係るものに限る。)を6ヵ月に1回以上測定し、記録する。・バグフィルター出口の排ガス中のばい煙量またはばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじんに係るものに限る。)を2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上測定し、記録する。
		・排ガスは排ガス処理設備で処理して、「大気汚染防止法」で定める排出基準を遵守するとともに、生活環境保全上の支障が生じないようにする。
		・排ガスを水により冷却する排ガス冷却設備では、水は水蒸気になり煙突から放出されるため、水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障は生じない。
	融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する 場合は、この限りでない。	ないときは溶融炉に繰り返す電気集塵機のばいじんが発生する
	・ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	・ばいじん湿式処理設備が故障により停止しばいじんを処理できないときは溶融炉に繰り返す電気集塵機とバグフィルターのばいじんが発生するが、これらのばいじんは当該溶融施設に投入して、溶融する。
	・火炎の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	・消防法、日立市火災予防条例に基づき必要な消火器・消火栓を 設置する。

産業廃棄物の保管に関する計画書 (保管基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条に基づく

産業廃棄物保管基準に対する具体的な計画

産業廃棄物の保管基準(第8条)		具体的な計画
	・周囲に囲いが設けられていること。	・ 固形の産業廃棄物は擁壁で仕切った所定の置場に保管する。
	・見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ)産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (二)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ	・各保管施設には見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものとする。 (イ)産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ
保管基準	・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、 及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう に次に掲げる措置を講ずること。 イ. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそ れがある場合にあっては、当該汚水による公共 の水域及び地下水の汚染を防止する為に必要な 排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不 浸透性の材料で覆うこと。 ロ. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに 保管する場合にあっては、積み上げられた産業 廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにす ること。 ハ. その他必要な措置	・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずる。 イ. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じた場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝を設けるとともに、産業廃棄物の保管場所の底面をコンクリートで覆い当該汚水の地下への浸透を防止する。排水溝を経由した汚水は排水処理施設で処理をする。 ロ. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにする。
	・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、は えその他の害虫が発生しないようにすること。	・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔に努める。
	・石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。 イ. 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。 ロ. 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。	イ. 石綿含有産業廃棄物は廃石綿等保管場所に保管し、その他の物と混合するおそれのないようにしている。 ロ. 石綿含有産業廃棄物は飛散の防止の為に、排出元で廃石綿等専用の二重袋に梱包してから搬入している。

特別管理産業廃棄物の保管に関する計画書 (保管基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13に基づく 特別管理産業廃棄物保管基準に対する具体的な計画

特別	『管理産業廃棄物の保管基準(第8条13)	具体的な計画
	・周囲に囲いが設けられていること。	・固形の特別管理産業廃棄物は擁壁で仕 切った所定の置場に保管する。
保管基準	・見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ)特別管理産業際棄物の保管の場所の管理者の氏名又は連絡先(コ)屋外において特別管理産業廃棄なした。 (本)特別管理産業のの種名を高い、保管の場所の管理を実施を発生である。 (本)保管の場所の管理を実施を発生である。 (本)保管の場所の管理を実施を表では、が連絡先(コ)屋外において特別管理産業のの長名又は連接を用いずに保管する場合に、おりにおいて特別管理産業のの保管において特別管理産業物の保管にようによるとともに、なりまとともに、なりまとともに、おいて特別管理産業を表があれた。 (本)において特別管理産業を表にようによるといて特別管理産業を表にようによるともに、なりまとのである。との他必要な措置	(二)屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ・保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずる。 イ. 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じた場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝を設けるとともに、特別管理産業廃棄物の保管場所の底面をコンクリートで覆い当該汚水の地下への浸透を防止する。排水溝を経由した汚水は排水処理施設で処理をする。ロ. 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにする。
	・保管の場所には、ねずみが生息し、及び 蚊、はえその他の害虫が発生しないようにす ること。	・保管の場所には、ねずみが生息し、及び 蚊、はえその他の害虫が発生しないように清 潔に努める。
	・特別管理産業廃棄物に他の物が混入する おそれのないように仕切りを設けること等必 要な措置を講ずること。	・特別管理産業廃棄物に他の物が混入しない ように擁壁を設置している。
	・特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあっては梱包すること等当該廃石綿等の飛散の 防止の為に必要な措置	・廃石綿等は飛散の防止の為に、排出元で廃石綿等専用の二重袋に梱包してから搬入している。